資料1

第2回検討会宿題事項

① 独立行政法人の制度・組織改革のイメージ
（内閣官房行政改革推進室作成資料）

② 緊急事態への対応

③ 医療事業に占める政策医療の割合

①独立行政法人の制度・組織改革のイメージ

内閣官房行政改革推進室作成資料

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務･事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

廃止
- 平和祈念事業特別基金
- 国立大学財務・経営センター
- 日本万国博覧会記念機構

将来民間移管
- 空港周辺整備機構

民営化･他の法人制度を活用

●特殊会社化
- 国の関与の下で政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づく企業的経営により事業を効率的･機動的に実施

（例）農林漁業信用基金、日本貿易保険

●医療関係法人
- 医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現

（例）国立病院機構、労働者健康福祉機構

●民間法人化
- 民間法人として事業を実施

（例） 海上災害防止センター

●個別法により設立される法人
- 医薬の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現

（例）医薬品医療機器総合機構

- 国民の財産の保全･運用等の重要な業務を行い、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスを強化

（例）年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

（例）国立公文書館、年金･健康保険福祉施設整理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神･神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター　等

「独立行政法人」制度を廃止、「行政法人」制度を創設

行政法人＝主務大臣の政策目標達成のための法人

行政法人制度の共通ルール

組織	･違法、不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正･業務改善命令等の必要な措置を明記。 ･監事、会計監査人に対し調査権限機能を付与。適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明確化。 ･役員の任命に当たり原則として公募を実施。役職員の再就職あっせん規制などを導入。
財務	･交付金の財源が税金であることを踏まえ、適正な使用に係る責務を明記。 ･交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握（運用）。 ･自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化（運用）。
目標･評価	･政策責任者たる主務大臣が目標設定から評価まで一貫して実施。 ･中期目標期間終了時に法人の存廃を含め、業務･組織を全般的に見直し。
透明性	･総務省に中立･公平な第三者機関（行政法人評価制度委員会、委員は内閣総理大臣任命）を設置、点検により主務大臣のいわゆる「お手盛り」を防止。併せて行政評価･監視等を活用。 ･国民説明会の実施など情報公開を強化（運用）。 ･事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用（運用）。

行政法人の法人類型･ガバナンス

中期目標行政法人

- 一定の自主性･自律性を発揮し、中期的視点から効率的かつ効果的な事務･事業の実施が期待される法人。
- 中期的な目標管理により当該期間中（3～5年）に裁量を発揮し、目標達成を図る。

国立研究開発行政法人

- 研究開発面における国際水準にも即した目標設定･評価のため、研究評価に係る審議会（外国人も参加可）を設置。
- 総合科学技術･イノベーション会議の関与により、国際水準で統一的な評価指針の整備、点検等を実施。
- 中期目標期間については、5年を超えて7年までの間で設定可能。
- 研究開発の特性に関連した制度運用（国際的頭脳循環の促進、自己収入の扱い、会計基準の在り方等）について、適切な内容となるよう、関係部局とも協議し、対応。
- 支出の内部チェック等の取組を強化。

文化振興型
- 重要事項等を審議する機関を設置
- 機動的な収蔵品購入や修復のための基金の創設
- 自己収入に関する目標の設定

大学連携型
- 重要事項等を審議する機関を設置

国際業務型
- 海外事務所評価の共通ルール設定
- ワンストップサービスのため、海外事務所を機能的に統合

金融業務型
- 法人の財務を点検する体制の整備
- 金融庁検査になじむ事務事業に対し、金融庁検査の導入を検討

人材育成型
- 適正な受益者負担の確保
- 就職率向上等目標の明確化

行政事業型
- 運営費交付金の内容を精査し、補助金等に切り替え
- 主務大臣が業務･財務の改善目標に重点を置いて評価

その他
- 共通ルールを適用

行政執行法人

- 国の責任と判断の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実･正確な業務執行に重点を置いて事務･事業を行う法人。
- 国の指示した目標のもと、停滞が許されない事務･事業について、単年度で業務運営。
- 簡素な意思決定の仕組みを整備（運用）。
- 単年度の財政措置が原則。合理的な理由がある場合は繰越も認める（運用）。

（例）造幣局、農林水産消費安全技術センター、駐留軍等労働者労務管理機構　等

今回の通則法改正で措置

国移管

国において事務･事業を実施することが適当な法人（徹底的な合理化の上、国へ移管）

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～
全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

廃　止

- 平和祈念事業特別基金
- 国立大学財務・経営センター
- 日本万国博覧会記念機構

将来民間移管

- 空港周辺整備機構

民営化・他の法人制度を活用

●特殊会社化

- 農林漁業信用基金
- 日本貿易保険

●医療関係法人等

- 国立病院機構
- 労働者福祉健康機構

●民間法人化

- 海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

- 医薬品医療機器総合機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

- 国立公文書館
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- 放射線医学総合研究所
- 日本原子力研究開発機構
- 原子力安全基盤機構
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

本年度中に方向性等、24年夏までを目途に法人のあり方等について結論

- 国際交流基金
- 国際観光振興機構
- 都市再生機構
- 住宅金融支援機構

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築（行政法人）

中期目標行政法人

国立研究開発行政法人

総務省所管
- 情報通信研究機構

文部科学省所管
- 理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構
- 宇宙航空研究開発機構

（科学技術振興機構については、今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し）

厚生労働省所管
- 国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所

農林水産省所管
- 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所

経済産業省
- 産業技術総合研究所、情報処理推進機構、経済産業研究所
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構（今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し）

国土交通省所管
- 土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所

環境省所管
- 国立環境研究所

文化振興型
- 国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会
- 国立科学博物館

大学連携型
- 大学評価・学位授与機構、大学入試センター、日本学生支援機構
- 日本学術振興会（今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し）

金融業務型
- 勤労者退職金共済機構
- 農業者年金基金
- 奄美群島振興開発基金

国際業務型
- 日本貿易振興機構
- 国際交流基金
- 国際協力機構
- 国際観光振興機構

※4法人の海外事務所については、機能的に統合

人材育成型
- 水産大学校、水産総合研究センター
- 航海訓練所、海技教育機構

行政事業型
- 農畜産業振興機構
- 鉄道建設・運輸施設整備機構
- 環境再生保全機構

その他
- 北方領土問題対策協会
- 国立高等専門学校機構
- 国立特別支援教育総合研究所
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 中小企業基盤整備機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 種苗管理センター、家畜改良センター
- 工業所有権情報・研修館
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 自動車事故対策機構
- 労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構
- 福祉医療機構
- 自動車検査独立行政法人、交通安全環境研究所

今後、組織の在り方や大幅な合理化を検討
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 日本スポーツ振興センター
- 水資源機構
- 航空大学校

行政執行法人

- 造幣局
- 国立印刷局
- 農林水産消費安全技術センター
- 製品評価技術基盤機構
- 駐留軍等労働者労務管理機構
- 統計センター

国移管

- 国民生活センター
- 酒類総合研究所
- 教員研修センター

赤字は、組織等を大幅に見直す法人

②緊急事態への対応

1．各法人の緊急時対応に係る規定について

【独立行政法人国立病院機構法】
（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）
第十九条　厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。
２　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

【独立行政法人労働者健康福祉機構法】
（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）
第十六条　厚生労働大臣は、重大な労働災害（労働安全衛生法第二条第一号 に規定する労働災害をいう。）が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。
２　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

【高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律】
（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）
第二十四条　厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。
２　国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

【独立行政法人地域医療機能推進機構法】
（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）
第二十一条　厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。
２　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

【日本赤十字社法】

（国の救護に関する業務の委託）

第三十三条　国は、赤十字に関する諸条約に基く国の業務及び非常災害時における国の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

２　前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。

３　国は、日本赤十字社が第１項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。

４　国は、日本赤十字社が第１項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

（参考）日本赤十字社の業務

（業務）

第二十七条　日本赤十字社は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

一　赤十字に関する諸条約に基く業務に従事すること。

二　非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。

三　常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

四　前各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

２　前項第一号及び第二号に掲げる業務には、第三十三条第一項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

2. 災害対策基本法（抜粋）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

（※）独立行政法人国立病院機構は、内閣府告示（平成20年6月24日内閣府告示第240号）により指定公共機関に指定されている。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条　災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二　消防、水防その他の応急措置に関する事項

三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八　緊急輸送の確保に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

③ 医療事業に占める政策医療の割合（国立病院機構）

重症心身障害、筋ジストロフィー等のセイフティネット分野の入院患者数の割合は、約３割弱となっている。

１．全入院患者数（Ａ）　４４，２６５人　（※平成22年10月の機構病院全体の１日平均入院患者数）

２．セイフティネット分野の入院患者数等

セイフティネット分野	１日入院患者数（Ｂ）（注１）	全入院患者数に占める割合(B/A)	全国に占める国立病院機構の割合（注２）
①重症心身障害	7,387人	16.7%	40.2%
②筋ジストロフィー	2,141人	4.8%	95.7%
③結核	1,324人	3.0%	44.7%
④エイズ	36人	0.1%	-
⑤心神喪失者等医療観察法に基づく入院	331人	0.7%	61.9%
計	11,219人	25.3%	-

（注１）１日入院患者数（Ｂ）は、平成22年10月1日現在の１日平均入院患者数である。
（注２）全国に占める割合は、第2回検討会　資料１－１　3ページ参照。

各都道府県の医療計画における４疾病５事業の国立病院機構病院の記載状況（平成24年3月末現在）は以下のとおりとなっている。

4疾病	病院数	５事業	病院数
がん	７１病院	救急医療	１０８病院
脳卒中	８０病院	災害時における医療	５４病院
急性心筋梗塞	５５病院	へき地の医療	１２病院
糖尿病	５７病院	周産期医療	５０病院
		小児医療	８０病院

（労働者健康福祉機構）

労災患者比率の推移(1)(平成12 ～17年度)

施設名	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
道 央	20.3	7.5	11.7	19.8	7.4	11.4	19.2	7.6	11.5	20.1	10.2	13.6	16.6	10.9	12.8	17.8	10.2	12.9
道央せき	10.0	6.2	7.3	9.8	5.6	6.8	10.2	6.2	7.4	12.2	7.3	8.8	11.5	7.5	8.8	11.1	7.8	8.9
釧 路	5.4	6.9	6.4	4.8	6.2	5.8	4.3	6.0	5.5	4.6	6.5	5.9	3.7	6.2	5.4	3.4	6.6	5.6
青 森	2.7	3.6	3.4	2.9	3.4	3.2	3.3	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.0	3.6	3.4	2.7	3.3	3.1
東 北	4.6	3.0	3.6	3.8	3.6	3.7	4.9	4.3	4.5	4.3	6.0	5.4	5.3	5.7	5.5	3.8	5.8	5.0
秋 田	7.4	5.3	5.9	6.0	4.7	5.1	5.4	4.8	5.0	4.8	4.3	4.5	3.5	4.0	3.8	2.6	3.9	3.4
福 島	3.9	3.7	3.7	3.3	3.8	3.6	3.6	3.7	3.6	3.4	4.3	3.9	3.4	3.7	3.6	3.7	3.8	3.8
鹿 島	3.9	2.7	3.0	3.5	2.7	2.9	3.2	2.4	2.6	3.3	2.1	2.4	4.1	2.4	2.9	3.6	2.2	2.6
千 葉	2.8	3.7	3.4	2.6	3.9	3.5	3.0	3.8	3.6	2.5	4.2	3.7	2.6	4.3	3.8	2.9	4.6	4.1
東 京	3.9	3.7	3.7	4.3	4.7	4.6	4.1	5.2	4.8	3.3	5.3	4.7	3.6	4.5	4.2	3.6	5.2	4.6
関 東	4.0	2.9	3.2	2.5	2.9	2.8	2.0	2.8	2.5	2.1	2.9	2.7	2.1	3.1	2.8	2.4	3.3	3.0
横 浜	1.5	3.0	2.6	1.6	3.1	2.7	1.3	2.5	2.2	1.4	5.7	4.5	1.6	6.2	4.9	1.5	6.3	4.8
燕	7.0	2.9	4.1	6.9	3.0	4.1	7.5	3.3	4.7	7.9	3.9	5.1	4.8	3.5	3.9	4.9	3.8	4.2
新 潟	5.0	3.3	3.9	4.1	2.7	3.2	3.9	2.9	3.2	5.1	3.6	4.1	4.4	3.4	3.8	3.8	3.4	3.5
富 山	6.7	5.8	6.1	6.7	5.8	6.1	5.9	5.7	5.8	5.8	5.2	5.4	6.1	5.4	5.7	5.4	6.0	5.8
浜 松	2.3	3.8	3.3	2.4	3.8	3.4	2.8	4.0	3.6	2.6	3.6	3.3	2.9	3.9	3.5	1.9	2.7	2.4
中 部	4.6	3.2	3.7	3.8	3.1	3.3	3.1	6.2	5.2	3.7	6.1	5.3	4.5	6.3	5.7	4.3	6.0	5.5
旭	6.6	4.5	5.1	6.8	4.5	5.2	7.2	4.8	5.5	4.9	5.0	5.0	5.7	4.7	4.9	5.0	5.2	5.2
大 阪	3.0	2.5	2.7	2.8	3.5	3.3	2.6	3.4	3.1	2.4	3.3	3.0	2.2	2.7	2.5	2.9	3.3	3.2
関 西	2.8	2.7	2.7	2.6	2.8	2.7	3.0	2.8	2.8	2.7	5.0	4.2	2.8	5.0	4.3	2.3	7.5	5.7
神 戸	2.7	12.5	9.0	1.9	11.9	8.4	1.5	12.4	8.3	1.4	13.7	9.2	1.2	11.1	7.6	1.4	2.6	2.2
和歌山	2.0	4.2	3.5	1.9	4.5	3.7	1.6	4.7	3.7	2.0	5.2	4.2	1.5	5.0	3.9	1.1	5.3	4.0
山 陰	4.4	5.5	5.1	3.5	4.9	4.4	2.6	3.5	3.2	2.9	3.5	3.3	1.8	3.6	3.0	2.8	4.0	3.6
岡 山	7.5	5.9	6.5	7.9	5.4	6.4	7.4	5.0	5.9	7.0	5.0	5.7	7.0	5.3	5.9	7.7	6.6	7.0
中 国	4.2	3.9	4.0	4.6	4.1	4.2	4.8	4.6	4.7	4.6	7.2	6.4	5.6	7.8	7.2	4.7	7.7	6.8
山 口	4.2	9.4	7.8	4.0	9.5	7.8	4.9	8.9	7.5	4.4	10.2	8.3	3.9	8.2	6.7	3.1	5.4	4.6
香 川	4.1	12.4	9.8	2.7	12.4	9.4	2.5	13.5	9.9	3.0	13.3	10.0	2.7	14.5	10.6	3.4	12.4	9.5
愛 媛	7.4	3.9	4.9	4.5	3.3	3.6	3.3	3.2	3.2	3.1	3.7	3.5	3.4	4.1	3.9	3.0	4.6	4.2
九 州	5.3	3.2	4.1	5.4	3.5	4.3	4.7	5.2	4.9	3.7	4.3	4.0	4.4	5.1	4.8	3.3	4.9	4.1
門 司	3.6	3.3	3.4	2.8	3.0	2.9	3.0	3.0	3.0	2.4	3.1	2.8	2.3	2.5	2.4	1.8	2.9	2.5
長 崎	4.8	3.6	4.1	4.8	3.5	4.0	4.0	3.3	3.6	3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	4.6	4.0	4.2
熊 本	3.9	3.8	3.9	3.7	4.1	4.0	2.9	3.9	3.5	3.9	4.6	4.4	2.7	5.0	4.2	2.6	4.4	3.8
労災病院計	4.8	4.5	4.6	4.4	4.5	4.5	4.2	4.7	4.5	4.2	5.4	5.0	4.0	5.4	4.9	3.8	5.3	4.8

注）廃止病院を除く

労災患者比率の推移(2)(平成18 ～23年度)

施設名	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
道央	18.4	10.4	13.2	14.6	10.8	12.1	15.4	10.6	12.2	14.0	11.1	12.1	13.9	10.8	11.9	14.1	11.0	12.1
道央せき	12.6	7.3	8.9	7.2	6.9	7.0	10.6	8.0	8.7	10.2	7.8	8.5	9.6	7.2	7.9	11.9	8.4	9.5
釧路	3.1	6.2	5.2	2.2	6.6	5.1	3.3	6.9	5.6	3.1	6.9	5.6	3.5	6.4	5.4	2.7	6.5	5.1
青森	2.6	2.7	2.7	2.6	2.5	2.6	2.3	2.4	2.4	2.7	2.3	2.4	3.9	2.8	3.2	3.9	3.2	3.4
東北	3.9	5.7	5.0	3.8	5.9	5.1	2.5	5.5	4.4	2.9	5.7	4.6	2.6	4.9	4.0	2.7	5.3	4.3
秋田	3.4	4.3	4.0	3.6	3.7	3.6	4.8	3.5	4.1	3.1	4.4	3.9	1.4	3.7	2.7	2.3	3.1	2.8
福島	3.7	3.2	3.5	3.7	4.4	4.1	4.0	4.1	4.1	4.4	4.4	4.4	3.5	4.4	4.0	1.3	3.6	2.6
鹿島	4.9	2.4	3.2	3.9	2.1	2.7	3.9	2.1	2.7	3.6	2.4	2.8	4.7	2.8	3.4	4.5	3.0	3.5
千葉	2.7	4.3	3.8	2.8	4.5	3.9	2.6	4.4	3.8	1.8	4.2	3.4	2.3	3.4	3.0	1.9	3.3	2.8
東京	4.0	5.5	5.0	3.2	4.7	4.2	3.0	4.9	4.3	2.6	5.2	4.4	2.6	5.0	4.2	3.3	4.9	4.4
関東	2.8	3.3	3.2	2.3	3.2	2.9	3.0	3.2	3.1	1.9	3.0	2.6	1.5	2.6	2.3	2.0	2.7	2.5
横浜	1.7	7.0	5.4	1.7	6.0	4.6	1.3	5.4	4.1	1.2	4.9	3.7	1.5	4.0	3.2	1.7	4.7	3.7
燕	5.2	3.1	3.9	3.2	3.3	3.3	3.2	3.5	3.4	3.0	4.3	3.8	4.9	4.4	4.6	4.5	4.9	4.7
新潟	3.3	3.0	3.1	3.9	3.0	3.3	4.3	3.5	3.8	2.9	3.3	3.2	3.1	2.3	2.7	3.6	3.0	3.2
富山	4.7	5.7	5.3	5.4	6.7	6.2	4.1	6.0	5.3	5.2	6.2	5.8	5.3	6.2	5.9	3.8	5.8	5.0
浜松	1.9	2.8	2.5	2.0	3.1	2.7	2.3	3.9	3.4	2.0	3.4	2.9	2.0	3.7	3.0	1.4	3.9	2.9
中部	3.7	6.5	5.6	3.9	6.0	5.3	3.3	6.0	5.2	2.9	7.1	5.8	2.7	7.3	5.9	2.8	7.5	6.0
旭	6.6	5.9	6.1	6.4	6.1	6.2	5.6	6.0	5.9	5.0	6.1	5.8	3.5	5.6	5.0	4.3	6.2	5.6
大阪	2.4	3.4	3.0	1.3	2.8	2.3	0.8	2.8	2.1	0.9	2.9	2.2	1.3	2.6	2.1	1.5	2.5	2.2
関西	2.9	7.1	5.7	2.0	4.6	3.7	1.3	4.5	3.4	1.1	4.2	3.1	1.1	4.6	3.2	1.4	4.4	3.2
神戸	1.8	2.8	2.5	1.9	2.8	2.5	2.4	3.0	2.8	2.3	3.1	2.8	1.3	2.5	2.0	1.0	2.5	2.0
和歌山	1.0	4.8	3.6	1.0	4.5	3.4	1.0	2.0	1.7	1.0	1.9	1.6	1.0	1.6	1.4	0.7	1.6	1.4
山陰	1.7	4.1	3.2	1.6	4.0	3.2	1.3	4.1	3.1	1.1	4.0	2.9	1.5	4.3	3.2	1.6	3.1	2.5
岡山	7.9	5.7	6.5	8.0	6.1	6.8	8.9	6.6	7.4	7.2	6.3	6.6	6.5	6.3	6.4	7.2	6.8	6.9
中国	4.2	7.5	6.5	3.4	6.9	5.8	2.3	5.3	4.4	2.9	5.0	4.3	2.5	5.4	4.5	3.1	5.4	4.6
山口	4.1	6.2	5.4	4.2	5.5	5.1	3.4	4.7	4.3	3.6	3.9	3.8	2.7	4.1	3.6	4.1	4.6	4.4
香川	3.5	14.3	10.8	3.2	15.1	11.2	4.0	15.4	11.6	2.8	15.1	11.0	2.2	16.1	11.4	2.6	14.8	10.8
愛媛	4.5	5.4	5.1	5.2	5.4	5.3	4.7	6.7	6.0	5.1	7.5	6.7	4.5	8.5	7.1	4.6	7.5	6.6
九州	3.7	4.5	4.1	3.2	4.4	3.8	3.9	4.3	4.1	3.1	4.1	3.6	3.0	4.3	3.6	2.4	4.1	3.4
門司	2.9	2.8	2.8	2.5	2.5	2.5	2.2	2.2	2.2	2.3	2.0	2.1	1.8	2.0	1.9	1.4	2.1	1.8
長崎	4.5	4.1	4.3	5.0	4.0	4.5	4.1	4.5	4.3	4.0	4.4	4.2	4.5	4.8	4.6	4.6	5.2	4.9
熊本	2.5	4.5	3.7	2.1	4.9	3.7	2.0	4.4	3.3	1.8	4.7	3.4	1.9	4.2	3.1	1.8	4.4	3.2
労災病院計	3.9	5.4	4.9	3.4	5.2	4.6	3.4	5.1	4.5	3.1	5.1	4.4	3.0	4.9	4.2	3.0	5.0	4.3

注）廃止病院を除く